

## 韓国「小都市・岡山」プロモーション等の実施に係る業務委託仕様書

岡山県（以下「本県」という。）が、韓国「小都市・岡山」プロモーション等の実施に係る業務を委託するに当たり、仕様書を次のとおり定める。

### 1 委託業務名

韓国「小都市・岡山」プロモーション等の実施に係る業務

### 2 目的

訪日リピーターを中心に地方への関心が高まる中、本県が重点市場と位置付ける韓国において、近年、新たな旅行先として「小都市」の人気の高まっていることから、本県の知名度の向上と本県ならではの多様な小都市としての魅力を効果的に発信し、韓国人旅行者の来訪意欲の喚起及び誘客拡大を図るもの。

### 3 事業概要

#### (1) インフルエンサー招請

韓国において訪日観光客に効果的に情報発信することができる現地インフルエンサーを招請する。招請後、被招請者はSNS（Instagram及びネイバーブログ）で情報発信する。

#### (2) 韓国旅行博（Travel Show2026）出展

韓国最大規模の旅行博覧会「Travel Show2026 シーズン2」にブース出展し、本県の認知度向上や誘客促進に資するためのプロモーションを行う。

#### (3) SNS フォトコンテストキャンペーン実施

旅行者等に本県の魅力や体験をInstagramに投稿してもらい、フォトコンテストキャンペーンを実施する。

### 4 事業留意事項

上記3に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

#### (1) 上記3（1）について

##### ア 概要

- ① 訴求対象：20～40代の韓国人女性で、友人やパートナーと旅行する層（主に訪日リピーター層）
- ② 訴求テーマ：週末に気軽に訪れて、自然と歴史に包まれた小都市で心と体をリフレッシュ
- ③ 訴求コンテンツ：下記のコンテンツを中心に、「リフレッシュ」をテーマにした旅を発信する。その他、訴求力の高いテーマがあれば提案すること。
  - ・小都市を感じられるスポット
  - ・季節のフルーツパフェ、スイーツ

- ・温泉地
- ・ジーンズ作り体験
- ④ 招請時期及び回数：令和8年9月～10月上旬のうち、1回
- ⑤ 招請期間：2泊3日以上とし、1日は県北で実施
- ⑥ 招請者：現地インフルエンサー2名以上

## イ 業務内容

- ① 行程の作成
 

訴求対象やテーマに合う行程を作成し、本県と協議の上、決定すること。また、招請時には岡山ーソウル間の国際定期便を利用すること。
- ② 被招請者の選定
 

現地インフルエンサーについては、韓国において使用率の高いSNSである「Instagram」及び「ネイバーブログ」の両方のアカウントにより発信が可能であり、一定のフォロワー数を有する等、訪日旅行に影響力を有し、具体的な旅行行動を促進するような訴求効果の高い発信が可能な者を招請すること。
- ③ 被招請者の入国手続きの調整
 

被招請者の海外旅行保険への加入（招請期間中における病気、怪我、物損等に対応するもの）
- ④ 被招請者に対する招請案内等の翻訳・発送・事前の連絡調整
- ⑤ 被招請者に係る航空券の手配
- ⑥ 国内移動手段の手配
- ⑦ 視察先の調整
 

視察時に円滑に撮影が行われるよう、事前に趣旨説明、被招請者に関する資料の提供を行った上で、撮影許可を得ること。
- ⑧ 被招請者に係る宿泊、食事、観光入場、体験等に係る手配
 

宿泊施設は、1室1名を原則とし、インターネット環境が整備された施設とすること。
- ⑨ 同行者に係る施設入場等に係る手配
 

同行する県職員2名分の施設入場料及び体験費用等の経費を事業費に含めること。（移動や宿泊に係る費用は含めない。）
- ⑩ 添乗員の手配
  - ・招請地域の観光知識に長け、適切に旅行管理ができる者とする。
  - ・当該者の移動、宿泊、食事、観光入場、体験等の手配を併せて行うこと。
  - ・通訳が添乗員を兼務することも可とする。
- ⑪ 韓国語通訳者の手配
- ⑫ ライブ配信が可能な設備（Wi-Fi ルータ等）の手配
- ⑬ 招請に係る全行程のアテンド及び実施の記録（写真画像を含む。）
- ⑭ アンケートの実施等
  - ・被招請者に対して、招請事業（取材先や行程等）の評価・改善点の把握、今後の誘客の参考になるアンケート実施すること。アンケート内容については、本県と協議の上決定すること。

- ・発信で取り上げた施設について、発信による来訪者の反響の有無等について、一定期間後に直接ヒアリングすること。

⑮ 留意事項

- ・業務内で撮影した素材については、本県が自由に二次利用できるものとする。

ウ 情報発信

① 掲載時期：令和8年10月下旬

② 掲載媒体：被招請者が使用する SNS（Instagram 及びネイバーログ）

③ 掲載回数：インフルエンサー1名につき、各 SNS で2回以上

④ 発信内容：Instagram では、訪問を誘引するような写真映えする印象的な内容とすること。ネイバーログでは、Instagram から誘引された観光客が実際に訪問する上で役立つ情報（営業時間、料金、交通情報等）を詳細に伝達する内容とすること。また、投稿内で上記3（2）（3）の紹介をすること。

⑤ 留意事項

- ・時系列にする等、発信した行程を参考に、視聴者が後日実際に旅行できるような紹介の仕方にする。
- ・画像の利用に際しては、著作権や肖像権に留意し、適切な処理を行うこと。
- ・上記3（2）において、被招請者のうち少なくとも1名にジャパン TABI ゾーンのイベントステージで情報発信をしてもらうこと。

(2) 上記3（2）について

ア 概要

① 開催時期：令和8年11月12日（木）～15日（日）

② 開催場所：KINTEX 第1展示場

217-60,Kintex-ro,Ilsanseo-gu,Goyang-si,Gyeonggi-do

イ 業務内容

① ブース借上

プレミアム木工ブース1小間の借上について、出展の申込み、出展料の支払い及びブースの配置等について必要な調整を行うこと。

② 出展コンセプト、ブース内イベント等の提案

今回の出展において、本県が打ち出すべきコンセプトを分析、提案すること。また、より PR を効果的に行うためのブース内イベント等の提案を行うこと。

③ ブース装飾

ブース内部に必要な装飾を施すこと。ブース全体の装飾は②の出展コンセプトを具体化し、かつ興味関心を引くものとし、提案書においてデザイン案を提示すること。また、プロモーションがより効果的に行えるよう、必要な備品を提案、手配すること。

④ 資材等の輸送、受領、搬入

パンフレット、ノベルティー等の資材について、輸送の手配に加え、現地で

の受領と会場への搬入も行うこと。また、ブース内に資材を格納する倉庫スペースを確保すること。重量は 100kg 程度を想定している。なお、輸送費用は委託料に含めて積算すること。

⑤ ブース責任者の設置

ブース設営及びイベント期間中の全体進行、トラブル対応等を担うブース責任者を 1 名設置すること。なお、同責任者は常時ブース内にいることを要しないが、速やかにトラブル対応が可能な連絡体制を取ること。

⑥ ブース運営

ブースでの PR に当たっては、本県及び参加予定団体が用意するパンフレット等の広報資材や動画等を利用し、ブース内外のイベント等も効果的に行いながら、本県のイメージを適切に伝え、認知度向上や誘客促進に資するためのプロモーションを行うこと。

⑦ イベントステージの利用に係る手配・運営

ジャパン TABI ゾーンのイベントステージについて、利用に係る申請の手続きを行うとともに、当日の進行・管理等のステージ運営業務を行うこと。

⑧ イベントステージでのイベントの提案

同ステージで実施するイベント内容を提案すること。なお、上記 3（1）で招請したインフルエンサーのうち、1 名以上を登壇させ、本県の魅力を発信する内容を構成に含めること。

⑨ 通訳の手配

休憩時間等を含め常時 2 名以上の体制となるよう通訳を手配し、配置すること。

⑩ 現地参加に必要な手続き

本県職員及び参加予定団体職員が現地に参加するのに必要となる書類等の手続きを行うこと。

⑪ アンケートの実施

ブース来場者に、本県に関する認知度や評価等を把握するための設問を用意したアンケートを作成・実施し、今後の本県への誘客の参考となるよう分析すること。なお、アンケートは 4 日間合計で 1 5 0 件以上回収すること。

⑫ 留意事項

・上記 3（3）の宣伝を行うこと。

(3) 上記 3（3）について

ア 概要

- ① 実施時期 : 令和 8 年 1 1 月～令和 9 年 1 月
- ② 実施媒体 : Instagram（韓国語版）
- ③ 実施エリア : 韓国
- ④ ターゲット : 韓国人 20 代～50 代の男女

イ 業務内容

① フォトコンテストキャンペーンの実施・運営

本県に関するお気に入りやオススメの写真を Instagram に投稿することに

より本県の魅力を発信し、本県への来訪を誘引するようなフォトコンテストキャンペーンを実施・運営すること。

② キャンペーン名及びハッシュタグの提案

フォトコンテストキャンペーンへの写真投稿を促進するため、分かりやすいフォトコンテストキャンペーンの名称及びハッシュタグを提案すること。

③ 取組内容の提案

岡山旅行経験者と未経験者の両方をターゲットにするため、それぞれを対象とした取組を提案すること。また、幅広い層に情報が波及し、投稿が積極的に拡散される仕組み（拡散機能を活用した施策や、ユーザーによる投票形式等）を盛り込み、いずれの取組においても、必ず岡山の要素を含めること。なお、岡山の魅力を直接体験した人と、岡山に関心がある幅広い層の両方からの応募を促進することを目的としており、その目的達成により効果的な取組や進め方があれば積極的に提案すること。

④ 情報発信

より多くの人にフォトコンテストキャンペーンの情報が届き、フォトコンテストキャンペーンへの参加を誘引するために、効果的な情報発信を実施することとし、方法、スケジュール、場所、回数等について提案すること。なお、情報発信に当たっては、既存の「本県公式 Instagram（韓国版）」からの発信も活用することとし、管理運営事業者である、本県韓国 PR デスク（株式会社リンクイ）と連携の上、実施すること。また、Instagram 内の広告については必ず実施すること。

⑤ 当選者の選定

当選作品は合計 20 点程度を選定するものとする。その内訳は、本県との協議に基づき審査で決定する数点の「優良作品」と、残りの「抽選による当選作品」で構成すること。これにより、写真の技術を問わず誰もが気軽に応募できる環境を整え、幅広い層の参加を促進すること。なお、表彰式は実施しないものとする。

⑥ 賞品の手配

当選者に送る賞品について提案すること。なお、賞品の条件は下記のとおりとする。

- ・賞品に係る経費（賞品の購入、送料等）は委託料に含むものとする。
- ・岡山旅行経験者と未経験者それぞれに対して、往復航空券（岡山空港－仁川国際空港、ペア）1 点を必ず入れること。なお、往復航空券は、実施期間終了日の翌日から最低 6 か月は利用できるように関係者と調整すること。
- ・その他の賞品については、県産品（本県内において製造・加工される製品）とすること。
- ・食品については、発送時点で賞味期限（又は消費期限）が 1 か月半以上であること。

⑦ 賞品の発送

当選者への連絡（送付先住所の問い合わせ等）、賞品の発送作業をすること。賞品の発送は、実施期間終了後、2 ヶ月以内とすること。賞品に発送作業を行う上で、賞品を傷つけることが無いように細心の注意を払い、必要な梱包

材を使用すること。また、送付先不明等、受託者の責めに帰すべき理由でなく賞品を発送できなかった場合は、別途本県と対応を協議すること。

#### ⑧ 留意事項

- ・投稿する際は、上記提案のハッシュタグと写真のキャプション（被写体に対するレポート）を掲載するとともに、本県公式 Instagram（韓国版）をフォローすることを条件とすること。
- ・一人につき複数の投稿は可とし、1投稿につき写真枚数の制限はないものとする。なお、当選は一人につき1回とし、複数回の当選は認めないものとする。
- ・非公開アカウントからの投稿、本県公式 Instagram（韓国版）をフォローしていないアカウントでの投稿は当選対象外とすること。
- ・投稿する写真の撮影日がキャンペーンの開始前であっても可とすること。
- ・本県の魅力を伝える写真であれば、撮影場所が必ずしも本県内である必要はなく、また、既に発表済みの写真の使用も可とすること。
- ・撮影機材は問わないものとする。
- ・投稿する写真は、投稿者自身が撮影し、現に投稿者が著作権を有するものに限る。したがって、投稿した写真の著作権は、投稿者に帰属する。
- ・本県は、投稿写真の使用権を有するものとする。
- ・投稿写真は、本県の広報やPRを目的とした冊子、ウェブサイト等に使用することがあり、本県が認めた第三者に提供することがあることを周知しておくこと。
- ・人物が写っている写真は、フォトコンテストキャンペーンに投稿され、インターネットやSNSを通じて一般に公開される可能性があること、また、本県による観光PRに使用される場合がある旨を投稿者において説明した上で、肖像権の了承を得ること。なお、肖像権等の問題が発生した場合は、本県は一切の責任を負わない。

### 5 パブリシティについて

上記3の事業実施については、ウェブページ、SNS、各種メディアを活用したパブリシティに努めるとともに、必要に応じて有料での広告掲載等を行うこと。

### 6 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。また、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書の定めのない事項については、県と受託者の間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (2) 委託業務の企画、実施に当たっては、韓国の人の嗜好等を反映させるなど現地情報の収集等に努めること。
- (3) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (4) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (5) 事業の実施により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。

- (6) 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は全て本県に帰属するものとし、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。ただし、予め県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 成果品等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用を含む。）において解決すること。
- (8) 事業の実施に当たり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
- (9) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (10) 社会情勢等による委託業務の実施時期の変更等への対応についても想定しておくこと。

## 7 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

## 8 委託限度額

6,646,000円以内（消費税等を含む。）

## 9 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）2部
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部観光課
- (3) 提出期限 令和9年3月19日（金曜日）
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること
  - ①事業の実施状況等をわかりやすく正確に記載すること
  - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること